

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 49 年 3 月まで

昭和 50 年 1 月から 3 月上旬ぐらいの時期に、夫婦で国民年金に加入するため市役所へ行った際、未加入期間をさかのぼって納められる特例納付を勧められたので、妻の私立学校教職員組合の退職一時金により夫婦共に支払った。それなのに夫婦共その期間が未納とされていることは理解できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は昭和 49 年 4 月以降、保険料を完納している上、申立人が納付したと主張する 50 年 1 月から 3 月までは、特例納付の実施期間中で、未納分の一括納付が可能であり、申立金額は、未納分を一括納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人に国民年金への加入を勧めた友人からは、申立人が夫婦でさかのぼって保険料を支払ったと話していたのを覚えているとの証言が得られているほか、妻が受給した私立学校教職員組合の退職一時金の支給額は、特例納付により過去の未納分を一括して納付する場合の金額と大きく相違するものでない。

さらに、当時、市役所では、特例納付のための国庫金納付書に必要事項を記載して、納付者に交付する扱いが行われており、市役所内には銀行の出張所が存在していたことから市役所内で納付することは可能であったことを踏まえると、全体を通じて申立人の主張に不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 国民年金 事案 112

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から49年3月まで

昭和50年1月から3月上旬ぐらいの時期に、夫婦で国民年金に加入するため市役所へ行った際、未加入期間をさかのぼって納められる特例納付を勧められたので、私の私立学校教職員組合の退職一時金により夫婦共に支払った。それなのに夫婦共その期間が未納とされていることは理解できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は昭和49年4月以降、保険料を完納している上、申立人が納付したと主張する50年1月から3月までは、特例納付の実施期間中で、未納分の一括納付が可能であり、申立金額は、未納分を一括納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人に国民年金への加入を勧めた友人からは、申立人が夫婦でさかのぼって保険料を支払ったと話していたのを覚えているとの証言が得られているほか、申立人が受給した私立学校教職員組合の退職一時金の支給額は、特例納付により過去の未納分を一括して納付する場合の金額と大きく相違するものでない。

さらに、当時、市役所では、特例納付のための国庫金納付書に必要事項を記載して、納付者に交付する扱いが行われており、市役所内には銀行の出張所が存在していたことから市役所内で納付することは可能であったことを踏まえると、全体を通じて申立人の主張に不合理な点は見られず、申立期間の保険料相当額を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和42年11月から45年12月までは、申立人は私立

学校教職員共済組合の組合員であるため、国民年金被保険者となり得る期間ではないことは明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から 49 年 3 月までについて国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月から48年3月の期間及び48年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から50年3月まで

昭和50年10月の結婚後、将来のために国民年金保険料を掛けておいた方が良くと義父が役場へ相談に行き、20歳にさかのぼって加入手続をして保険料を支払ってくれたので、未納となっているはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和50年当時、役場の広報誌において、特例納付の詳細について、役場へ出向いての相談を勧めていることが確認されるとともに、申立人が納付したと主張する時期は、特例納付が実施されていた時期である。

また、申立人の義父が申立人の保険料について、20歳までさかのぼって納付したと当時発言していたことについては、申立人のほか、その夫も明確に記憶している。

さらに、申立人の申立期間後の国民年金保険料の納付記録は、すべて納付済みとされている。

一方、申立人が一括納付したと主張する時期において、特例納付が可能なのは、制度上、昭和48年3月までの分であるとともに、過年度納付が可能なのは同年10月以降の分であることから、同年4月から9月までの分は、制度上、納付ができない期間である。また、申立人と同時期に国民年金に加入し特例納付等を行っている者の納付状況を確認したところ、特例納付も過年度納付もできない期間は未納とされており、制度どおりの運用がなされていたことが確認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月から48年3月までの期間及び48年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 函館国民年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年6月まで

昭和41年1月から、国民年金保険料をA市役所窓口を持参し納付していた。納付金額は記憶にないが、3か月ごとに市役所に行っていた記憶がある。また、年金種別の切替えは夫の分も含めて行っていた。

昭和48年11月に、B市に転居したが、平成8年2月13日にB市役所が交付した被保険者名簿では、申立期間は納付した記録となっている。

### 第3 委員会の判断の理由

A市役所では、既に被保険者名簿を廃棄しており、申立人の保険料の納付は確認できないものの、B市役所の被保険者名簿では、申立期間のうち、昭和44年4月から48年3月までの保険料を納付したことが確認できる。

また、申立人は、昭和44年4月から任意加入し、申立期間以後も継続加入していることから、申立期間のうち、48年4月から同年6月までの保険料のみを納付していないとは考えづらく、不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付しており、また、その夫を含め、国民年金と厚生年金保険の切替えは適正に行っており、保険料の納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 函館国民年金 事案7

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から60年5月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年3月から60年5月まで

社会保険事務所に確認したところ、昭和58年3月から60年5月までは、58年3月26日に国民年金被保険者の資格を喪失し、60年6月7日に資格を再取得していることとなっており、納付の事実は確認できなかったとの回答を受けたが、私は国民年金の資格喪失届及び再取得届を提出した覚えは無い。

昭和43年にA町（現在はB市）で国民年金に任意加入し、53年12月からは付加年金にも加入している。国民年金保険料及び付加保険料は、平成14年10月にB市へ転居するまでずっと自宅で集金人に納付しており、保険料の納付を怠ったことはない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、昭和43年4月の国民年金加入当時から、その夫が船員保険に加入中であつたため、申立期間及びその前後は任意加入の期間となり、53年12月以降は付加保険料も併せて納付していることから、納付意識が高かつたものと認められる。

社会保険庁の記録では、申立人は、昭和58年3月から60年5月まで未加入とされていたが、その前後において申立人及びその夫の仕事や住所等に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないこと、また、その前後の期間について付加保険料も含めて納付済みになっていることなどから、申立期間が未加入とされているのは、不自然かつ不合理である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地区には納付組織が存在し、国民年金保険料等の集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

## 宮城国民年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料について納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 47 年 4 月から 52 年 12 月まで  
②昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所に照会したところ、①昭和 47 年 4 月から 52 年 12 月までは国民年金に未加入、②53 年 1 月から同年 3 月までは未納との回答を得た。

昭和 47 年 4 月に両親が加入手続をし、両親が保険料を納付していたはずであり、結婚（昭和 48 年 4 月）後は、妻が私の分と合わせて納付していたと思われる。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、妻が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 53 年 1 月 28 日に、妻と共に国民年金加入手続をとっている。

申立期間のうち、②の期間（昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで）については、昭和 53 年 1 月から平成 19 年 9 月までの 360 か月のうち、当該期間（3 か月）を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、当該期間のみ未納であることは不自然である。

また、当該期間中、申立人の妻は保険料を納付しており、A 市（現在は、B 市）が保管する申立人及びその妻の二人の被保険者名簿で、昭和 53 年 4 月から平成 5 年 12 月まで二人の保険料が同一日に納付されていることが確認できる。残存する妻の当該期間に係る領収書によれば、妻の保険料は昭和 53 年 3 月 27 日に納付されていることから、同日に申立人の分も併せて納付したと考える方が合理的である。



2 一方、申立期間のうち、①の期間（昭和 47 年 4 月から 52 年 12 月まで）については、最初は両親が加入手続をして保険料を納付し、結婚後は妻が申立人の分と併せて保険料を納付していたとしているが、両親が加入手続をとり保険料を納付したことを確認できる記録は無いこと、また、妻は結婚（昭和 48 年 4 月）から 52 年 12 月までは厚生年金保険に加入しており、申立人の分と併せて納付することはあり得ず、ほかに国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことから、この期間において保険料を納付していたものと認めることはできない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②の期間（昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで）の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 8 月まで  
社会保険事務所から申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間の国民年金保険料については、市役所の納付書で妻が納めたはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回行っているが、いずれも適正に行っており、国民年金の加入期間（126 か月）について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険の資格を喪失した昭和 53 年 1 月及び資格を再取得した同年 9 月にいずれも遅滞なく国民年金の資格得喪手続を行い、当該国民年金加入期間（昭和 53 年 1 月から同年 8 月まで）のうち、53 年 1 月から同年 3 月までの3か月の保険料は納付しており、さらに、申立人の保険料を納付したこととされているその妻の国民年金保険料は、上記加入期間についてすべて納付されていることから、申立人の申立期間に係る保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

加えて、納付日が確認できる平成 9 年 8 月から 19 年 5 月までについては、すべて夫婦同一年月日に納められていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 宮城国民年金 事案 14

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間について納付事実が確認できなかった旨の回答をもらったが、当時、国民年金保険料の領収書は、数年保管し納付の有無を確認した後、破棄していた。未納があったら、その時に気付くはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 48 年 3 月に国民年金に任意加入してから 61 年 4 月に第三号被保険者に該当するまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、納付年月日が確認できる昭和 48 年 3 月から 56 年 3 月までの期間（申立期間を除く。）は、すべて納期限内に納付されており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられ、48 年 3 月に任意加入して間もない申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人が記憶している任意加入当初の保険料額は、当時の保険料額とほぼ一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和47年1月から同年3月まで  
②昭和50年1月から同年3月まで

昭和44年10月に国民年金に加入し、保険料を納付してきたが、社会保険庁の記録では、47年1月から同年3月までの期間、48年7月から同年9月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間が未納となっていた。

このうち、昭和48年7月から同年9月までの期間は、後日、納付の事実が確認され記録が訂正されたが、申立期間については、納付の事実が確認できないとの回答があった。領収書は無いが、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月8日に国民年金に任意加入し、56年4月13日に資格喪失するまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立てのとおり、昭和48年7月から同年9月までの分について、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持していた領収書により、納付済みに記録が訂正されており、社会保険庁の記録管理が不適切であったことが認められる。

さらに、昭和48年1月から同年3月までの保険料を同年5月4日に過年度納付していることが確認できることから、仮に申立期間①が未納であった場合、その時点で納付可能であり、先に時効が到来する申立期間①の保険料を納付しないことは不自然である。

加えて、昭和 50 年度の保険料を同年 4 月 17 日に前納していることが確認できることから、その時点で納期限内であった申立期間②の保険料を未納にしたまま、50 年度の保険料を前納したとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

昭和 59 年 4 月に、家業を継ぐため、婚約者と二人で帰郷した。同年 11 月に結婚し、二人同時に国民年金への加入手続をした。昭和 60 年度及び 61 年度の二人分の保険料は父が納付してくれ、62 年度からは夫婦で納付することにした。62 年度分は、市役所の職員による納付督促が 3 回ほど有り、63 年 4 月に、夫婦二人分をまとめて納付したはずである。63 年度以降は、保険料納付のために 1 年間の定額預金を開始し満期となる年度末か翌年度の 4 月に二人の 1 年分の保険料をまとめて納付した。当時は生活が苦しかったこともあり、納付したことははっきり記憶に残っており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 59 年 11 月に、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始した昭和 60 年度以降は、夫婦とも申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人夫婦と同居していた申立人の両親は、国民年金加入期間について、申立期間を含めて保険料をすべて納付している。

申立人の申立内容については、申立人の父から同様の証言が得られたとともに、社会保険事務所の記録によれば、昭和 63 年度から平成 9 年度までの国民年金保険料は、申立てのとおり、夫婦の保険料はすべて年度末の 3 月又は翌年度の 4 月の同一日に納付されたことが確認でき、さらに、納付したとする保険料の金額は当時の保険料額とおおむね一致しており、そ

の内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

昭和 59 年 4 月に、婚約者の家業を継ぐため、婚約者の実家に二人で帰郷した。同年 11 月に結婚し、二人同時に国民年金への加入手続をした。昭和 60 年度及び 61 年度の二人分の保険料は義父が納付してくれ、62 年度からは夫婦で納付することにした。62 年度は、市役所の職員による納付督促が 3 回ほど有り、63 年 4 月に、夫婦二人分をまとめて納付したはずである。63 年度以降は、保険料納付のために 1 年間の定額預金を開始し満期となる年度末か翌年度の 4 月に二人の 1 年分の保険料をまとめて納付した。当時は生活が苦しかったこともあり、納付したことははっきり記憶に残っており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 59 年 11 月に、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始した昭和 60 年度以降は、夫婦とも申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人夫婦と同居していた申立人の夫の両親は、国民年金加入期間について、申立期間を含めて保険料をすべて納付している。

申立人の申立内容については、申立人の義父から同様の証言が得られたとともに、社会保険事務所の記録によれば、昭和 63 年度から平成 9 年度までの国民年金保険料は、申立てのとおり、夫婦の保険料はすべて年度末



の3月又は翌年度の4月の同一日に納付されたことが確認でき、さらに、納付したとする保険料の金額は当時の保険料額とおおむね一致しており、その内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 秋田国民年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで  
当時、私の居住していた集落では、婦人会の担当者が国民年金保険料の集金に来ており、未納は無いはずである。  
市町村の納付記録では納付済みとなっているとのことであり、納付記録を確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。  
また、当時、申立人が居住していた地区において、婦人会による国民年金保険料の集金が行われていたことは、市町村によって確認できる。  
さらに、市町村の国民年金被保険者名簿の検認済記録では、申立期間である昭和 45 年 1 月から同年 3 月までは、納付済みを意味する㊟と表示されている。  
その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山形国民年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 50 年 6 月まで

申立期間は、大学在学中であり、私の国民年金加入手続や納付は父が行っていた。

社会人になって 10 数年後に父から渡された国民年金手帳には納付した記録があるので、納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳では、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付した旨の押印がある。

この期間の国民年金保険料については、社会保険庁の記録上、国民年金被保険者資格が取り消されており、同庁では「保険料は還付しているものと思われる」としているが、これを確認できる資料が無く、行政の手続に過誤があったことも否定できない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月及び同年 10 月から 50 年 6 月までについては、保険料を納付した旨の押印も無いなど、保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 山形国民年金 事案 9

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることが分かった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、同居していた私の母が平成4年5月に私の妻の保険料と一緒に社会保険事務所に納付しており、妻が納付済みとされているにもかかわらず、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付しており、申立人の妻についても、国民年金保険料の未納期間は無い。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとされるその母は、保険料を完納している。

さらに、申立期間に係る申立人の妻の国民年金保険料は、申立てのとおりに、平成4年5月に納付されていることが確認でき、また、申立人の母も申立人及びその妻の保険料を社会保険事務所に納付したと明確に証言しており、同居していた申立人の保険料だけが未納となることは社会通念上考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 53 年度から国民年金に加入し、現在に至るまでの全期間について口座振替により保険料を納付しており、申立期間だけ未納であることには納付できない。昭和 53 年 5 月に結婚し、夫の分と一緒に金融機関から口座振替しているが、夫は申立期間も含め全期間納付済みとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料はすべて納付済みであり、夫の国民年金保険料も申立期間を含めすべて納付済みであることから、夫婦の納付意識は高い。

さらに、夫婦の国民年金保険料の納付年月日は、それが確認できる昭和 60 年 4 月分以降はおおむね同一であり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

また、申立人から提出された昭和 54 年と 55 年の確定申告書（控）には、国民年金保険料の支払額が記載され、その額は夫婦二人で支払われるべき国民年金保険料の額を満たすことがうかがわれる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 9

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和49年3月上旬に板前の修業を終え実家へ帰ってきてから、市役所の窓口に行き国民健康保険の加入手続と国民年金保険料の納付を行ったが、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料が未納となっていることを知った。

30年以上前のことで、領収書や納付した証明となる書類は無いが、間違いなく納付しているので、申立期間について未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している。両親も国民年金加入期間について保険料を完納しており、家族そろって国民年金保険料の納付意欲が高いと考えられる。

また、申立人は、納付した保険料の額を7,000円から8,000円程度としており、その根拠として、保険料を納付した際、窓口で一万円札を出したところ、お釣りが来たという記憶を挙げており、その内容は具体的で、かつ、実際の保険料額とほぼ一致しており、申立内容に信憑<sup>しんぴょう</sup>性が認められる。

さらに、申立人は、昭和49年2月15日付けで国民年金手帳の払出しを受けていることから、国民年金の加入手続を昭和48年度に行っていることは確認できるが、その加入手続を行った48年度の保険料が未納になっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 10

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から同年4月まで

申立期間当時、A市に在住しており、平成元年4月下旬に国民年金の加入手続を同市役所B事務所において行い、申立期間の3か月の保険料として約2万円を納付した。

しかし、社会保険庁及びA市役所の記録では、申立期間の加入記録及び納付記録が無いことが判明した。手続をしたことははっきり記憶しており、納得できない。

### 第3 委員会の判断理由

申立人は、就職後、申立期間を除く期間はすべて、厚生年金保険に加入して保険料を納付している。未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ、3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び納付手続について、以前勤務していた会社を退社し、次の会社へ入社するまでの慌ただしい時期に行ったため忘れ難い記憶であったとしており、経済的にも苦しい中で苦勞して用意し納付したとする保険料約2万円も、当時の保険料額とほぼ一致していることから、その主張は具体的であり、申立内容には信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から48年3月

当時、同居していた両親が国民年金保険料を納付していたと思っていたが、昭和46年8月から48年3月までが未納となっていた。同じように同居していた姉は未納期間が無いのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断理由

申立人が国民年金保険料を納付していたとする両親及び同居していた姉には保険料の未納は無く完納しており、同様に同居していた義兄についても、国民年金加入当初の9か月を除き未納は無いほか、昭和54年12月から61年3月までは付加保険料を含めて納付するなど家族の納付意欲は高く、同居家族の中で申立人だけが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、結婚前は国民年金保険料を自分で納付した記憶が無いとしているが、結婚前に納付済み期間があり、結婚前は両親が国民年金保険料を納付したとする申立てに不自然さはみられない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の加入手続は、昭和47年9月に行われていることが確認できるが、加入手続を行った昭和47年度の保険料が未納になっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から同年12月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について納付が確認できないと言われた。私は、昭和55年に市役所で国民年金の加入手続をした際、職員から、年金を受給するためには納付期間が6か月足りないとの説明を受け、さかのぼって一生懸命納付したので、未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、家庭の事情から国民年金に加入していなかったが、何とか年金を受給したいと考え、40歳を契機に国民年金に加入し、手続後は過年度保険料の納付期間も含め申立期間を除いて約22年間未納とすることなく納付しており、納付方法が確認できる昭和62年以降はすべて現年度に納付していることなどから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間の保険料は近くの金融機関に持参して納付していたとの主張については、当該金融機関が夫の経営する事業所の取引銀行であること及び自宅と場所が近いことなどから、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間当時、道路拡張に係る保証金を受領していることなどから、保険料を納付するには十分な資力があつたことも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 群馬国民年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで  
社会保険事務所で年金記録の確認をしたところ、申立期間は国民年金保険料の納付が確認できなかったとの回答を得た。  
昭和 50 年 10 月に結婚し国民年金に任意加入した。結婚してからは、夫の仕事の関係で住所変更が多いが、その間の国民年金はすべて納めてきた。申立期間の 1 年間だけ未納というのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。また、昭和 50 年 10 月の婚姻を機に、強制加入していた国民年金を任意加入に切り替えた上で、申立期間を除き 114 か月分の保険料を納付しているなど、申立人は国民年金制度への理解も深く、保険料を支払う意欲が高かったと認められる。

さらに、厚生年金保険と国民年金の切替えについて、適正に手続が行われている。

その上、任意加入期間中の保険料の納付状況をみると、昭和 56 年度分、59 年度分及び 60 年度分を各年度で一括納付しているほか、57 年度分についても、数か月分をまとめて現年度納付しているなど、申立期間付近における家庭の資力にも問題は無く、あえて申立期間の 58 年度分の保険料を納付しないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私は国民年金に任意加入し、自転車に乗って自宅からA市B出張所に行き、窓口で国民年金保険料を納めていた。保険料は納期限の月末に納めることを習慣としていたので、申立期間の保険料を昭和57年3月末か4月末に3か月分まとめて納付したと思う。当時の保険料は正確には覚えていないが、1か月5,000円くらいだったと思う。

納付漏れが無いよう、いつも納付書は電話台の引き出しの決まった場所に入れておいたので、未納の納付書があれば気付いて納付したはずなのに、昭和57年1月から3月まで3か月の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間について、保険料が未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ、3か月と短期間である。

また、申立人の納付場所及び納付に関する説明は具体的で、納付場所としていたA市B出張所は、正式名称がB地区市民センターであり、申立期間当時、同センターでは国民年金保険料の収納を行っていたことが確認されている上、申立期間の保険料額は、申立人が記憶している金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、国民年金に自ら任意加入していること、保険料の納付漏れがないよう、いつも納付書は決まった場所に保管し、定期的に納めることを習慣としていたとしていることから、納付意識が高かったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 17

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から夫婦一緒に保険料を納付し、53 年 1 月からは付加保険料を含めて納付してきた。また、国民年金の手続も夫婦一緒に行っており、自分だけ 3 か月分が付加保険料を含めて未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から一緒に国民年金へ加入し、申立期間を除き、夫婦が共に 62 年 3 月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和 53 年 1 月以降の国民年金加入期間については、夫婦共に付加保険料を併せて納付しており、付加年金への意識は高かったものと考えられ、かつ、申立人夫婦は経済的に問題が無かったことから、申立期間の保険料のみを納付しないのは不自然である。

さらに、年度途中に一部未納がある場合に作成される特殊台帳（マイクロフィルム）が無いことや国民年金手帳記号番号払出簿に記載されている申立人の氏名が誤っていることなど、社会保険事務所の記録管理に過誤があると考えざるを得ない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、付加保険料を含めて、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 17

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間について社会保険事務所から納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、昭和36年12月に夫婦で国民年金の加入手続をし、その際に36年4月からの保険料をさかのぼって納付するように言われたため、実家からお金を借りて区役所窓口に出直して納付した。また、それ以降は集金人に納付していたため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。また、申立人は、国民年金制度発足後間もない昭和36年12月に、自営業の夫と共に加入手続を行っていることから、「当時は生活に余裕が無かったが、国民年金の加入は税金と同じく国民の義務だと思い、発足から多少遅れて加入した」との主張のとおり、年金に対する意識は高かったものと考えられる。

さらに、加入手続後の<sup>そきゅう</sup>遡及分の保険料納付について、「近所にある実家の父親からお金を借りて、昭和36年4月からの保険料をさかのぼって納付するために区役所の窓口に出直した」との申立人の主張は具体的であり、その内容に不自然さは見られない。加えて、申立人夫婦が集金人に納付したとする昭和37年度以降の保険料については、申立人の居住市において集金

人制度が同年度に発足していることが確認でき、この点からも申立内容の信憑<sup>びよう</sup>性は高いと考えられる。

その上、申立人の主張及び年金に対する意識の高さを考え併せると、申立人夫婦が国民年金手帳の払出しを昭和 36 年 12 月に受けて以来、その後 1 年余りの期間について保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 18

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間について社会保険事務所から納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、昭和36年12月に夫婦で国民年金の加入手続をし、その際に36年4月からの保険料をさかのぼって納付するように言われたため、妻の実家からお金を借りて区役所窓口に出直して納付した。また、それ以降は集金人に納付していたため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。また、申立人は国民年金制度発足後間もない昭和36年12月に妻と共に加入手続を行っていることから、「当時は生活に余裕が無かったが、国民年金の加入は税金と同じく国民の義務だと思い、発足から多少遅れて加入した」との主張どおり、年金に対する意識は高かったものと考えられる。

さらに、加入手続後の<sup>そきゅう</sup>遡及分の保険料納付について、「近所にある妻の実家の父親からお金を借りて、昭和36年4月からの保険料をさかのぼって納付するために区役所の窓口に出直した」との申立人の主張は具体的であり、その内容に不自然さは見られない。加えて、申立人夫婦が集金人に納付したとする昭和37年度以降の保険料については、申立人の居住市において集

金人制度が同年度に発足していることが確認でき、この点からも申立内容の信憑<sup>びよう</sup>性は高いと考えられる。

その上、申立人の主張及び年金に対する意識の高さを考え併せると、申立人夫婦が国民年金手帳の払出しを昭和 36 年 12 月に受けて以来、その後 1 年余りの期間について保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 神奈川県国民年金 事案 19

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から51年1月まで

昭和49年ごろに、父親が、B町役場で私の国民年金の加入手続をし、私が20歳になった48年11月までさかのぼって国民年金保険料を一括納付し、その後の保険料についても父親が家族の分と一緒に口座振替で納付した。

当時同居していた母、兄は国民年金保険料を完納しており、私の申立期間が未納とされていることには納得できない。なお、社会保険庁の記録では、昭和48年11月及び同年12月の2か月は厚生年金保険加入期間となっているが、その期間についても確かに国民年金保険料を納付している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金及び厚生年金保険の保険料をすべて納付しており、同居していた母親及び兄夫婦についても、申立期間を含む国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。また、申立人の父親は、生前、同居家族全員分の国民年金保険料を口座振替で納付するための手続を行うなど、納付意識が極めて高いことがうかがわれる。

さらに、申立人は、父親がB町役場において申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を、申立人が20歳になった時期までさかのぼってまとめて納付してきたことについて、帰宅した父親から笑顔で言われた

ことを鮮明に覚えており、その際、申立人は、自分が20歳になった当時は厚生年金保険に加入していた時期であったので、国民年金と厚生年金保険の重複加入になることに違和感を持ったが、父親が好意で行ってくれたことであったため、何も言えなかったことを記憶しているなど、申立人の主張は具体的であり、その内容に不自然さは見られない。申立期間当時、申立人の父親は工務店を営み、所得も安定し、自治会長や建築組合長の役職を務め、寄付行為等も行うなど、申立人の国民年金保険料をまとめて納付するのに十分な資力もあったものと考えられる。

加えて、昭和49年ごろに48年11月までさかのぼって保険料を納付したとすると、保険料の一部を過年度納付したことになるが、この点についてB町では、通常、町役場で過年度納付を取り扱うことはしていないが、社会保険事務所から納付書を預かったりするなどして、便宜上、過年度納付の取扱いをしていた可能性は否定できないとしている。

ただし、昭和48年11月及び同年12月は、申立人は厚生年金保険被保険者であるため、国民年金の被保険者となり得る期間ではなく、申立人の国民年金の加入及び納付手続を行ったと認められる父親の国民年金制度に関する意識の高さを考え併せると、申立人が厚生年金保険加入期間であった当該期間においてまで、あえて国民年金保険料の納付を行ったとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から51年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 20

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から同年 5 月まで  
② 昭和 59 年 4 月から同年 5 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 55 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 5 月までの期間が未納となっていた。

昭和 55 年 3 月に会社を退職後、すぐに国民年金及び国民健康保険の加入手続きを行い、それぞれの保険料は集金人に納付していた。国民健康保険料の未納は一度も無く、国民年金保険料が未納ということは考えられない。申立期間についても、確かに集金人に保険料を納付した記憶がある。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 55 年 3 月に会社を退職した直後に国民年金の加入手続きを行っていることが確認でき、当該申立期間以外の厚生年金保険と国民年金の切替手続きも適正に処理されていることから、年金に対する意識は高いと考えられる。

さらに、申立期間を除く国民年金加入期間は、すべて当該年度内に保険料が納付されており、申立人の納付意欲は高かったものと考えられることから、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 新潟国民年金 事案 22

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月

私は、国民年金制度の趣旨を理解し、保険料の納付について積極的に協力して、過去に実施された特例納付の際には、未納期間の全期間分を納付したはずなのに、その最初の 1 か月だけ未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間（39 年 11 か月）について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、未納となっていた昭和 36 年 12 月から 46 年 3 月までの保険料を特例納付しているが、同じく未納となっていた最初の月である 36 年 11 月分のみを特例納付せず、未納のままとしていることは不自然である。

さらに、申立人は、夫が共済年金加入期間中も国民年金に任意加入していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から7年3月まで

平成19年6月18日に、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、平成6年5月から7年3月までが未納であるとの回答をもらった。

平成6年4月にそれまで勤めていた会社を退職し、アルバイトをしていたが、国民年金に加入していないことに気づき、市役所で加入手続を行った。手続後、納付書が2回にわたって届いたため、各々、数か月分をまとめて納付した記憶がある。納付した金融機関や納付時期は覚えていないが、2回目の納付では、金額が十数万円だったことを記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約12年間、国民年金保険料をすべて納付している。

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、平成7年7月24日で、6年5月1日にさかのぼって資格を取得している。市の記録によると、申立人は、平成7年4月から8月までの期間の保険料を、同年8月18日に一括して納付している。これを1回目の納付と考え、2回目において、申立期間分の保険料を納付したと考えた場合、その保険料額は12万2,100円となり、申立人の主張する金額に不合理な点はみられない。

また、申立人は、1回目の納付書が届いた際に同居していた母親と「保

険料を納付しなければ、将来年金が受給できなくなるかもしれない」旨の会話をしたと申し立てており、現に、両親は申立期間を含め保険料をすべて納付していることから、申立人家族の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 新潟国民年金 事案 24

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで  
平成19年6月12日に、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和46年4月から47年3月までが未納であるとの回答をもらった。  
申立期間の保険料は、当時、国民年金保険料を管理していた父親が一括して納付したと兄から聞いているし、申立期間中、同居の両親、兄、兄嫁は納付済みとなっているのに、自分だけ未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間(約28年間)について、保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、同居の家族については、両親、兄のほか、申立期間直前に嫁いできた兄嫁についても納付済みとなっており、当時、同居家族の国民年金保険料を管理していたとする父親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和47年2月29日となっているが、納付記録では翌年度の同年4月から納付済みとなっており、申立期間の昭和46年度において加入手続を行いながら、保険料を納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚して子供が生まれたので昭和 51 年 9 月に会社を退職し、公務員である夫の勧めもあり、国民年金に任意加入した。

四半期ごとに国民年金保険料を市役所の窓口で納付していたのに、申立期間の 3 か月だけが未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間である約 22 年間、保険料をすべて納付しており、また、結婚後は国民年金に任意加入していることから、国民年金保険料の納付意識は高いと考えられる。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の生活環境に大きな変化が認められないことから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

加えて、申立期間当時は、申立内容のとおり四半期ごとに納付書が発行されていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 山梨国民年金 事案3

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から58年3月まで

昭和56年5月に結婚した時から、夫及び義父母と同居しており、家族4人分の国民年金保険料を地域の婦人会の年金集金人に義母が納めていた。今回、年金の納付状況について社会保険事務所に問い合わせたところ、昭和57年7月から58年3月までの9か月が未納となっていることが分かった。申立期間について、夫と義父母の保険料は納付されているにもかかわらず、私だけ未納となっていることは、納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。申立人と一緒に保険料を納付していたと認められる申立人の義父母及び夫については、申立期間についても保険料が納付済みとなっており、当時同居家族であった申立人の保険料が申立期間についてのみ未納とされているのは不自然である。

また、申立人が居住している市では、平成5年まで国民年金保険料の納付組織として「国民年金協力員」という組織があり、申立内容のとおり、当時申立人の居住している地域では、国民年金協力員は、地域の婦人会の役員が交代で担当していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山梨国民年金 事案4

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から39年3月まで

申立期間当時、国民年金には強制加入で加入手続をし、私と妻の二人分の保険料を私が毎月納付していました。納付方法についての記憶は定かではありませんが、町の組で毎月集金に来てくれた役員に納めた記憶があります。ほかに税金も納めていたと思います。過去にさかのぼって保険料を納めた記憶はなく、現年度の保険料を納付していたと思いますが、納付した保険料額の記憶がありません。

妻の保険料と一緒に定期的に納めてきたのに、昭和38年度に私だけ8か月の未納期間があることには納得できません。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

また、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の妻が申立期間についての保険料を納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立内容のとおり、町では、申立期間当時、自治組織による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月から49年11月まで  
昭和48年6月に市役所で住所変更の手続を行った際、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、隣組長が毎月各種税金と一緒に集金し、毎月定例の部落会で、部落長が全戸分を農協経由で市役所支所へ納付していた。保険料は毎月きちんと納付していたので、未納となっているとは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回適正に行い、申立期間を除き国民年金加入期間については保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が当時居住していた市では、自主的な納付組織による集金が行われていたことを確認しており、納付方法についての申立内容は具体的で信憑性があると認められる。

さらに、当時同居していた申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になるまで保険料を完納しており、46年4月以降は、申立期間も含めて、付加保険料を納付している。

その上、社会保険事務所の記録では、昭和49年12月から50年3月までの4か月分が未納とされていたが、市の被保険者名簿により納付の事実が判明し、平成19年2月26日に記録が訂正されているなど、事務手続の瑕疵が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月まで

昭和 52 年 11 月に個人事務所を自宅で開業し、53 年 4 月に自宅から現在の住所に事務所を移転したことに伴い、国民年金への加入手続を行い、保険料（付加保険料を含む。）を滞りなく納めており、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 11 月から、A 市において自宅を事務所として個人で事業を開始し、その後、53 年 4 月に独立した事務所を開設した時に確定申告のために作成した 53 年分の収支を記録したメモを申立てに当たっての根拠としており、当該メモは、外見等から当時作成されたものと考えられ、かつ、当該メモに記載された国民年金保険料は当時の定額保険料と付加保険料の合計金額と一致することから申立内容の信憑性は高い。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、はじめて国民年金の被保険者となった日は昭和 52 年 11 月 1 日と記載されているほか、53 年 3 月 23 日付けで A 市への住所変更の届出を行った記載があり、申立人が、「A 市において 53 年 4 月から国民年金保険料を納付し始めた」と申し立てていることに符合する。

さらに、申立人は、申立期間以降、国民年金加入期間（4 年間）については保険料をすべて納付しており、そのうち 3 年分は付加保険料を含めて納付している。申立人の妻は、専業主婦であった昭和 52 年 7 月から任意に国民年金に加入し付加保険料を含めて保険料を納付しており、申立人が個人で事業経営を開始したことに伴い強制加入となった 52 年 11 月以降も、申立期間を含めて付

加保険料も納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 10

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

社会保険事務所で私の年金記録を確認したところ、申立期間のみ未納となっていた。

これまで申立期間の前後はすべて納付しているし、現在は納付漏れがないよう保険料納付は口座引落としとしているなど納付を拒むようなことは決して無い。

未納とされているのは記録上のミスではないか。

### 第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ、1か月と短期間である。

また、申立人の納付記録をみると、申立人は、まとめて保険料を納付することが可能な場合には、前納しているほか、安定した収入が無い期間においては、時効により保険料が未納とならないよう、納付に努めており、保険料を納付する意識が高いこともうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重国民年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から56年3月まで  
当時、1か月3,770円の保険料を3か月分ずつ4回に分けて納付しました。  
60歳になって、社会保険事務所で1年間の未納があるとされていることを知って驚いています。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の12か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、20歳で任意加入をして、付加保険料を納付していた時期もあり、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回行っているが、いずれも、適正に手続を行っていることから、申立人の納付意識は高いと思われる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したとする市役所の職員は、当時、保険年金課（国民年金主管課）に在籍していたことが確認され、未納となっていた申立期間の保険料を3か月分ずつ4回に分けて納付をしていたという申立内容も具体的で信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月

国民年金保険料は、夫婦分を町営住宅の家賃と併せて、毎月町の集金人に支払ってきたが、60 歳になる前に年金加入記録の照会をしたところ、夫婦共、昭和 49 年 3 月と 59 年 3 月が未納となっていることを知らされた。49 年 3 月については、国民年金手帳の提示により納付済みに記録が訂正されたが、納付の事実確認ができない 59 年 3 月については訂正されなかった。

毎月支払い漏れがないよう注意して納付していたので、未納は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間以外の時期の申立人の国民年金加入記録において、当初未納とされていた期間について、国民年金手帳の領収印により、納付済みに記録が訂正されているとともに、収納事務を行っていた町からも、申立期間については、国民年金保険料が納付されたと判断することが妥当である旨の申立書が提出されている。

さらに、申立期間当時、申立人夫婦は、自動車販売業を営んでいたが、国民年金保険料、町税、町営住宅使用料、水道料等の公租公課に滞納がある場合、町の指名競争入札に参加できない取扱いが行われていたことが確認でき、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 京都国民年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月

国民年金保険料は、夫婦分を町営住宅の家賃と併せて、毎月町の集金人に支払ってきたが、60 歳になる前に年金加入記録の照会をしたところ、夫婦共、昭和 49 年 3 月と 59 年 3 月が未納となっていることを知らされた。49 年 3 月については、国民年金手帳の提示により納付済みに記録が訂正されたが、納付の事実確認ができない 59 年 3 月については訂正されなかった。

毎月支払い漏れがないよう注意して納付していたので、未納は無いはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間以外の時期の申立人の国民年金加入記録において、当初未納とされていた期間について、国民年金手帳の領収印により、納付済みに記録が訂正されているとともに、収納事務を行っていた町からも、申立期間については、国民年金保険料が納付されたと判断することが妥当である旨の申立書が提出されている。

さらに、申立期間当時、申立人夫婦は、自動車販売業を営んでいたが、国民年金保険料、町税、町営住宅使用料、水道料等の公租公課に滞納がある場合、町の指名競争入札に参加できない取扱いが行われていたことが確認でき、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 京都国民年金 事案9

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月

年金記録を照会したところ、申立期間について未納との回答をもらった。昭和 53 年から夫と共に洋菓子店を開業し、同時に、国民年金に加入して一緒に納付してきた。今回の回答で私の分のみが未納とされているのは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 53 年 1 月に資格取得して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫についても、昭和 53 年 1 月に資格取得して以降、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されているとともに、夫婦の国民年金保険料の納付日は、納付日が確認できる昭和 60 年度以降について、おおむね一致しており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付してきたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 兵庫国民年金事案 14

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所の記録によると、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの保険料が未納となっているが、妻の分と合わせて小切手で納期限内に納付している。

領収書は無いが納付したことに間違いはないので、納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、すべて納期限内に納付していることが確認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続と同時に、国民健康保険の加入手続を行ったと申し立てており、その加入日は、昭和 50 年 1 月 14 日であることが確認でき、申立人の主張が裏付けられるとともに、国民健康保険料については未納期間が存在しない。

さらに、申立人は納税協会の役員を永年務め、税務署や納税協会から表彰を受け、約 30 年余り納税協会では記帳の指導員として活動しており、国民年金保険料の納付意識も高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 兵庫国民年金事案 15

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から45年3月まで

平成17年5月に年金記録を確認したところ、昭和44年1月から45年3月まで(申立期間)と、59年4月から60年3月までが未納とされていたが、59年4月から60年3月までについては数か月後、記録漏れということで納付済期間に訂正された。

昭和44年2月の婚姻直後から、A市の自宅に来る集金人に国民年金保険料を納めており、20歳から60歳まで、全期間の国民年金保険料を納付していたのに、未納とされていることに驚いている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和41年から国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納めている。

また、被保険者原票及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容から、昭和44年2月15日の婚姻直後の44年2月18日に、国民年金の任意加入手続を行っていることが確認できる。

さらに、申立人は婚姻に伴い転居しているが、転居先の市においては、転入手続が行われていれば、転入前の期間の国民年金保険料についても集金人による集金が行われていたことが確認でき、婚姻による転居後は、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納めていたと申し立てており、申立人が居住していた市において、集金人による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年3月から41年3月まで  
②昭和42年6月から48年1月まで

申立期間のうち、①昭和40年3月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、自宅を訪問してくる集金人を通じて納付していた。当時の1か月当たりの保険料は、100円程度だったと記憶している。

また、申立期間のうち、②昭和42年6月から48年1月までの期間については、町役場からの連絡に基づき、役場窓口か金融機関かは忘れたが、昭和50年から52年までの間に特例納付している。

それぞれの期間について、未納又は未加入と記録されていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和40年3月から41年3月までについては、申立人が当時居住していた地域において、昭和40年当時、婦人会の代表による集金が行われていたことが確認できるとともに、申立期間の保険料月額は100円であり、申立内容と一致する。

また、国民年金加入期間(約34年間)において、申立期間を除けば、未納期間は2か月のみであり、このうち昭和48年2月から61年3月まで約13年間については任意加入している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち、②昭和42年6月から48年1月までの期間については、当時、申立人の夫が共済組合加入中で任意加入の対象となる期

間であったため、制度上特例納付することができない期間である。

また、申立人は、特例納付の納付時期や場所、納付対象期間(納付月数)、納付金額等全般にわたり記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であるとともに、他に保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和40年3月から41年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月及び同年 5 月

市役所から国民年金保険料の納付書が届いたら必ず納付しており、すべての加入期間について納付してきた記憶がある。

昭和 58 年 4 月及び同年 5 月の 2 か月分のみ未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2 か月と短期間であり、申立人は、約 29 年間の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、20 歳で国民年金に加入して以降、納付書又は口座振替により当該年度内に国民年金保険料を納付しているほか、平成 17 年度から 19 年度までについては、毎年、前納していることが確認できることから、納付意識が高いと考えられる。

さらに、申立期間は、申立人が A 市から B 市に転居した直前の期間であり、A 市において国民年金保険料が納付された記録は確認できないものの、申立期間当時、B 市では、現年度保険料に未納がある転入者に対し納付書を発行して納付勧奨を行っていたほか、B 市を管轄する社会保険事務所においても、過年度保険料に未納がある被保険者について、7 月及び 12 月に納付書を送付していたことが確認でき、申立人の納付意識が高いことを考え併せると、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛媛国民年金 事案 20

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、付加保険料について、1 か月分のみ未納となっていた。納付書が送られてきたらすべて納付しており、1 か月分のみ付加保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 4 月に国民年金に任意加入して以降、61 年 4 月に第三号被保険者となるまでの国民年金加入期間について、申立期間の 1 か月を除き、国民年金保険料（定額保険料及び付加保険料）をすべて納付しているとともに、申立期間についても定額保険料は納付している。

また、申立人は、昭和 60 年 3 月に A 市から B 市に転居しているが、A 市では、付加保険料を納付する者に対しては、定額保険料と付加保険料の合計額を納付額とした納付書を発行しており、申立期間に係る定額保険料は A 市において納付されていたことが確認できることから、申立期間について定額保険料のみを納付し、付加保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。



## 高知国民年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から同年 12 月まで

私は、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 59 年 3 月 31 日に喪失した後、国民年金に加入し、国民年金保険料を夫の分と併せて納付していた。

しかし、申立期間については、夫の国民年金保険料は付加保険料も含め納付済みとなっているにもかかわらず、私のみが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、その夫も、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫は、昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付により同一日に納付していることが確認でき、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと考えられ、申立期間について、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人は社会保険労務士として開業しており、年金制度について、ある程度の知識を有していたものと思われるとともに、申立期間直後の昭和 60 年 1 月以降は、付加保険料も納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 福岡国民年金 事案 9

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から54年3月までの期間及び55年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和53年6月から54年3月まで  
②昭和55年4月から58年3月まで

平成19年6月4日に国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、同年7月3日に、申立期間については、付加保険料納付の事実が確認できなかったとの回答があった。

昭和52年4月に任意加入すると同時に付加年金の申込みをしており、定額保険料のみ納付して付加保険料を納付していないことはありえない。

A町に居住していた期間のうち申立期間を除く他の期間については、付加保険料を含めて納付しており、納付書で納付しているのであれば、定額保険料及び付加保険料を納付しているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月に国民年金に任意加入して以降、申立期間及び第三号被保険者であった期間を除き、すべて付加保険料を納付している。

また、申立期間当時、申立人が居住していた町では、付加保険料の納付書は、定額保険料分と付加保険料分とを一体のものとして発行していたことが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて現年度に納付しており、申立人の納付意欲は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間が未納となっていることが分かった。婚姻前の家庭事情もあって、結婚し生活が落ち着いた昭和45年3月以降、将来に備え、国民年金に任意加入し、第三号被保険者期間であった期間を除き、60歳到達前月である平成16年12月まで保険料を払い続けており、当該期間について、自宅に集金に来ていた市の職員に保険料を支払った記憶もあることから、申立期間が未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月に国民年金に任意加入して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立てのとおり、申立期間当時、申立人が居住していた市において、集金人による集金が行われていたことが確認できるとともに、申立期間前後において、国民年金保険料をおおむね3か月ごとに集金人に支払っていることが確認でき、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から同年12月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、昭和47年7月から同年12月までについて、納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。国民年金の保険料については特に注意して支払いを続けてきたつもりであり、この期間の納付は確信している。納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年7月に結婚して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、夫が厚生年金保険加入中であったため、国民年金に任意加入しているが、昭和47年7月に任意加入したとの記録が社会保険事務所の被保険者台帳に残っていることが確認でき、加入手続をした時からの国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福岡国民年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間については納付が確認できないとの回答があった。当時、A 区 B に居住し、銀行で保険料を欠かさず納付していた。納付していた銀行、支店名も記憶にあり、申立期間が未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が厚生年金保険加入者であったため、昭和 49 年 4 月に国民年金に任意加入し、61 年 4 月に第三号被保険者となるまでの間、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の前後で申立人及びその夫の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、第三号被保険者となる直前の申立期間 3 か月のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の納付場所について、銀行名、支店名等を正確に記憶しているなど、申立人の申立内容は詳細かつ具体的であり基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで  
昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、当時の領収書を無くしたが、夫と一緒に納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、同一日に連番で払い出されているとともに、納付日が確認できる昭和40年1月から申立期間直前の同年3月までの期間及び申立期間直後の42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、夫婦で同一日に納付しており、基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられる。

さらに、その夫については、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 長崎国民年金 事案 4

### 第 1 委員会の結論

申立人の平成 8 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月及び同年 2 月

私は、平成 8 年 3 月に A 大学を卒業し B 市に転入した。転居費用がかかるため、平成 8 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を滞納したままであったが、同年 4 月 25 日に C 市発行の納付書により B 市内の D 銀行で 3 か月の保険料 3 万 5, 100 円を納付した。

就職したばかりの初給料で納付したということは家族全員承知しているし、両親及び兄弟とも、1 か月の未納もなく納付している。申立期間を納付済期間として認めて欲しい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を納付しているとともに、申立人の両親及び兄弟についても、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は比較的最近のことであり、申立人の国民年金保険料の納付に関する説明は詳細かつ具体的であり、申立人が納付したとする保険料の金額も当時の保険料額と一致する。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間については、すべて未納となっているが、B 市の被保険者名簿では平成 8 年 1 月は納付済みとなっており、不適切な事務処理があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 長崎国民年金 事案 5

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月

昭和 37 年 3 月の 1 か月分については、国民年金への加入自体行われていない期間であるとの説明を受けたが、当時、A 町 B 支所において必ず当月内に、支所長に保険料を納付していた。当該月においても納付したのは間違いない。申立期間を納付済期間として認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間当時の状況を詳細かつ具体的に申し立てており、国民年金制度に対する理解が深かったことがうかがえ、申立内容も信用できる。

また、社会保険庁及び A 町の記録では、申立人は、いずれも昭和 37 年 3 月 31 日に資格喪失となっているが、申立人が役場に雇用されたのは同年 5 月 1 日であることから、資格喪失日は同年 5 月 1 日とすべきであり、資格喪失の事務処理において誤りがあった可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 長崎国民年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年9月

私は、当時、A市に居住していたので、B銀行C支店で国民年金保険料を納付していた。ずっと納付してきたと思っていたので、1か月分だけ未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、20歳から60歳までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の前後で申立人及びその夫の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の1か月のみが未納で、その前後の期間については納付済みとされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 熊本国民年金 事案 7

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年12月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から54年12月まで

老齢基礎年金を満額受給するために、健康を害して免除となっていた期間について、国民年金保険料を追納した方がよいとの説明を受け、A市役所のロビーで開催された集合徴収会場で、妻の保険料と一緒に2回に分けて追納した。

妻の分は2回とも納付になっているのに、私の分は2回のうち1回目を支払った分が未納になっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、妻と共に国民年金保険料の納付免除を受けていた昭和53年7月から56年3月までの国民年金保険料について、妻と一緒に2回に分けて追納したと申し立てているが、妻の納付記録は、申立てのとおり、2回に分けて追納されていることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和58年12月に就職していることから、資力の点からも、免除を受けていた国民年金保険料を妻の分と一緒に2回に分けて追納したとの申立てには不自然さはみられないとともに、申立人が健康を回復したと主張している56年4月からは、夫婦共に国民年金保険料を年度内にすべて納付している。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納したものと認められる。

## 大分国民年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月及び同年8月

私は、結婚後に20歳となった昭和39年7月に国民年金に加入して以来、地区の納付組織（婦人会）で夫の分と一緒にずっと保険料を納付してきた。夫は、すべての期間が納付済みとなっているのに、自分だけ未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であるとともに、申立人は、20歳からの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、当時、申立人が居住していた地区に納付組織（婦人会）が実在していたことが確認でき、納付日が確認できる昭和45年度、46年度及び昭和48年4月から同年6月までの期間については、すべてその夫と同一日に国民年金保険料を納付しており、夫については、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を3回行っているが、切替手続はいずれも適正であり、未納期間は存在しないなど、申立人は保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大分国民年金 事案 6

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月の国民年金保険料について、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月

私は、昭和 54 年 12 月から 55 年 4 月まで国民年金に任意加入し、保険料は、地区納付組織（子供会）の集金人に毎月預けており、その受領印もある。資格喪失届を提出したのは昭和 55 年 5 月であるのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の任意加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時の家計簿及び申立人が当時居住していた地区の納付組織（子供会）の国民年金保険料領収（控）を所持しており、それらに記載されている支払金額及び受領金額は当時の国民年金保険料額と一致している。

さらに、国民年金原簿では、申立人の国民年金任意加入期間に係る資格喪失日は、昭和 55 年 4 月 1 日となっているが、資格喪失届を行った直後に同年 4 月分の集金に応ずることは考え難いとともに、申立人は、同年 4 月下旬に父親の病気入院で実家に帰ることになり、国民年金保険料の集金人に迷惑をかけないために資格喪失届を行ったものであると、申立期間当時の状況を詳細かつ具体的に申し立てており、資格喪失日は同年 5 月 1 日であるとする申立人の主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間は、国民年金被保険者期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大分国民年金 事案 7

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、地区の役員が集金していました。いつも欠かさず、毎月、夫の分と併せて二人分を納めてきました。未納が 1 年あると言われ、大変ショックでした。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、同一日に連番で払い出されているとともに、夫については、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間当時、申立人が居住している地域では、地区の納税組合（婦人会）が国民年金保険料を毎月集金していたことが確認でき、申立人が申し立てている国民年金保険料額は、当時の保険料額とほぼ一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 宮崎国民年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 47 年 2 月に国民年金に任意加入し、現在まで保険料を納付し続けているが、納付記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていた。

社会保険事務所からは、一旦納付した保険料が還付されているため未加入となっているとの説明を受けたが、還付金を受け取った記憶は無い。

申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和 47 年 4 月に資格喪失したことになっているが、申立人の所持する領収書により、47 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を同年 12 月に納付したことが確認でき、社会保険庁の記録のとおりとすると、資格喪失後に未加入期間の保険料を納付したことになり不自然である。

さらに、社会保険庁の記録では、昭和 47 年 2 月の資格取得及び同年 4 月の資格喪失の記録が、平成 9 年 2 月になって追加されていたり、市役所の被保険者名簿には申立期間について還付の記録があるが、社会保険庁の特殊台帳には還付の記録が無いなど、不適切な事務処理があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

## 宮崎国民年金 事案 9

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

私は、昭和36年4月に国民年金に任意加入し、39年12月に脱退するまで地区の集金人に国民年金保険料を納付してきた。このうち36年については家計簿があり、国民年金の納付が記載されている。申立期間である36年4月から39年12月までが社会保険庁の記録で未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、その夫が厚生年金保険加入中であったため、昭和41年4月に国民年金に任意加入するなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和36年1月から37年7月までの家計簿を保管しているが、記載内容等から当時作成されたものと考えられ、記載されている国民年金保険料の金額は当時の保険料額と合致している。

加えて、申立期間当時の地区の集金人からも、申立期間について、申立人の国民年金保険料の集金を行っていたとの証言が得られている。

さらに、申立人が任意加入した昭和41年4月に、国民年金手帳記号番号が払い出されているが、その際、36年3月に払い出されていた国民年金手帳記号番号が取り消されるなど、事務処理に不適切な取扱いがあったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 鹿児島国民年金 事案 6

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

私の結婚相手（夫）は、昭和 45 年 7 月に、仕事の関係で一人で先に赴任先に転居した。同年 12 月、夫は、転居先役場において、婚姻届を提出するとともに、私の住民票の住所及び国民年金の住所の変更手続きを行い、その際、国民年金保険料を納付している。

この時、何か月分の国民年金保険料を納付したかははっきりしないが、当時の保険料は 1 か月 500 円程度と記憶しており、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳到達時の昭和 41 年 2 月から国民年金に加入するとともに、その後の国民年金加入期間について、申立期間の 3 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間直後の昭和 46 年 4 月から 61 年 3 月まで、任意加入が可能であった期間の全期間について任意加入し、国民年金保険料を納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の夫が、転居先役場において、遅くとも昭和 46 年 1 月に婚姻届を提出していることが確認できるとともに、当時の国民年金保険料額は 450 円であり、申立内容とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 鹿児島国民年金 事案 7

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年6月

昭和47年6月29日に、A市役所の窓口で国民年金の任意加入の手続をした。その日にA市役所内のB銀行で国民年金保険料を納めたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和47年7月から5年以上にわたり、国民年金に任意加入している。

また、未納期間は、申立人が任意加入により国民年金の加入資格を取得した昭和47年6月の1か月のみであり、資格取得月分のみ国民年金保険料を未納としたまま、翌月以降の分から保険料を納付していたとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を含む「6月30日納期限欄」と「9月30日納期限等欄」に、資格取得日と同日付けの領収印が押印された昭和47年度の国民年金印紙代金領収書を所持しているが、同領収書では、領収印の訂正が行われていることが確認できるとともに、社会保険庁が管理する新旧の特殊台帳では、申立期間である昭和47年6月は納付済みで同年9月が未納と処理されている一方で、社会保険庁の電算記録及びA市が保管する被保険者台帳では、申立期間が未納とされているなど、申立人の国民年金保険料の納付処理において、行政上の何らかの過誤があったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料は納付していたものと認められる。

## 厚生年金 事案 26

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことが認められること、また、申立てに係る事業所は、昭和60年4月1日まで厚生年金保険の適用事業所であったと認められることから、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日及び申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については10万4,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月1日から同年4月1日まで

平成18年8月に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和60年1月1日に資格を喪失しており、同日から同年4月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

事業所が保管していた保険料納付の事実が確認できる領収済通知書の写しがあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった、金融機関から送付された申立人等の厚生年金保険料等に係る社会保険事務所に対する領収済通知書の写しから、申立てに係る事業主が昭和60年2月分及び同年3月分の厚生年金保険料を、それぞれ同年4月20日及び4月22日に納付したことが確認できる。そして、当該領収済通知書の写しに記載されている保険料の合計額は、同年1月時点の当該事業所における対象被保険者の標準報酬月額から算出した保険料の合計額と一致することから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料についても納付されていることが認められる。

なお、当該領収済通知書の写しを申立人が保有している理由は確認できないものの、当該領収済通知書の写しは真正なものの写しと認められる。

また、社会保険事務所が管理する被保険者名簿では、社会保険事務所において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとする処理及び申立人に係る資格の喪失処理が、昭和60年4月24日付けで、同年1月1日にさかのぼって行われているが、当該領収済通知書の写しから同年3月18日及び4月17日に厚生年金保険料の納入告知が当該事業所

あてに行われていることが確認できることから、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとする処理及び申立人に係る資格の喪失処理は有効なものとは認められず、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日及び申立人の資格喪失日は、保険料の納付の事実から推定される昭和60年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年12月の社会保険庁の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和35年1月23日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年1月23日から36年1月23日まで

私が所持する厚生年金保険被保険者証に記載されている「初めて資格を取得した年月日」は昭和35年1月23日であるにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が36年1月23日とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保有する厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日が昭和36年1月23日と記録されているが、厚生年金保険手帳番号払出簿には、35年1月23日と記録されている。

さらに、申立人は、厚生年金保険手帳番号払出簿と同じ昭和35年1月23日を資格取得日として記載された社会保険事務所交付の厚生年金保険被保険者証を保有し、その資格取得日に訂正の跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において事務処理誤りがあったことは明らかであり、申立人が主張する昭和35年1月23日に被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿における記録から8,000円とすることが妥当である。

## 神奈川厚生年金 事案3

### 第1 委員会の結論

申立人は、その主張する標準報酬月額（53万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は当該額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年9月まで

平成元年11月から8年2月の退職までA㈱に勤務し、月額100万円を超える給料をもらっていた。しかし、社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額が10万4,000円となっている。本来の標準報酬月額である53万円に相当する保険料を給与から控除されているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与支払明細書から、申立期間に係る標準報酬月額が53万円であることが確認でき、また、同期間中、同額の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、事業主への照会結果では、申立期間当時の算定基礎届の控えは保管されておらず、当時の担当者も既に退職しており詳細は確認できないものの、申立期間当時の算定基礎届は、手書きによる作成ではなく入力された給与データを基に作成されていたと推定される旨の回答があった。さらに、管轄の社会保険事務所長から、当時の事務処理作業において入力ミスの可能性が高いと思われる旨の回答が提出されている。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る事業主からの届出は適

正に行われたものと推定され、社会保険事務所において事務処理に誤りがあったものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要であると認められる。

## 京都厚生年金 事案3

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が昭和44年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については2万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月1日から同年8月1日まで

私は、昭和44年3月18日から同年8月1日までA社B工場に勤務していたと記憶しているが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、資格喪失年月日が同年5月1日となっていた。

企業年金連合会から送られてきたハガキ等では、資格喪失年月日が昭和44年8月1日となっているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

企業年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届及び同資格喪失届によれば、申立人は、A社B工場において昭和44年3月18日に資格取得、同年5月1日に資格喪失し、引き続き、同社C工場において同年5月1日に資格取得、同年8月1日に資格喪失していることが確認できる。

また、A社からの回答によれば、①当時、資格得喪届は、複写式の届出様式であり、厚生年金基金に提出したものと同一内容のものを社会保険事



務所に届出しているものと考えられる、②申立人と同一の資格取得届により、同社C工場において昭和44年5月1日に資格取得している他の被保険者3名について、すべて厚生年金保険の加入記録があるとされている。

さらに、企業年金連合会が保管する厚生年金基金加入員台帳によれば、昭和44年3月18日資格取得、同年8月1日資格喪失とされており、雇用保険の加入記録によれば、雇用保険の被保険者期間は同年3月18日資格取得、同年7月31日離職となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和44年3月18日から同年7月31日まで同一企業に継続して勤務しており、申立期間について、申立人が同年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届及び企業年金連合会が保管する厚生年金基金加入員台帳の記録から、2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 53 年 3 月まで

昭和 52 年ごろ、市役所の国民保険課の職員二人が自宅に来て、今ならさかのぼって全額納めることができるというので、夫に相談の上、後日納付した。領収書等は紛失しているが、あまりの額の大きさに娘や姉も、このことはよく憶えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所の職員が自宅に来て、国民年金に加入して納付したと主張するが、申立人について国民年金の加入記録が確認できるのは昭和 61 年 4 月以降であるとともに、国民年金に加入すれば年金手帳が交付される所、申立人は、52 年当時、年金手帳を持っていたとの記憶はないとしている。

また、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた場合の加入資格は任意加入となり、制度上、特例納付することはできないほか、申立人の主張する申立期間には、本来国民年金に加入できない厚生年金保険加入期間も含まれている。

さらには、17 年と長期間に及ぶ申立期間を納付したと主張しながら、申立期間直後から昭和 61 年 3 月までの 8 年分の国民年金保険料を納付していないなど、申立人の主張に不合理な点も見受けられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 函館国民年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 48 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、私が短大を卒業して親が経営していた商店に入社した昭和 43 年 4 月から、その店が厚生年金保険に加入する 52 年 2 月まで、親が納付していた。平成 16 年 2 月及び 17 年 3 月に社会保険事務所で年金相談をしたところ、厚生年金保険から、再度国民年金に切り替えた平成 10 年 4 月以降は納付済みであったが、昭和 43 年 4 月から 52 年 2 月までは未納とされていた。

その後、平成 19 年 6 月に実家で見つかった旧姓の国民年金手帳と領収書により、昭和 48 年 4 月から 52 年 2 月までは未納から納付済みへ訂正されたが、43 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料も親が納付しているはずであり、訂正して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険からの切替手続は自らが言い、切替え以降の昭和 52 年 3 月から 60 歳到達月までの保険料は前納で未納なく納付しているが、申立期間に係る加入手続や保険料納付については関与していない。

また、旧姓の国民年金手帳番号が払い出されたのは昭和 48 年 2 月 13 日で、その時点で申立期間の一部は既に制度上時効となっていて納付できない期間であり、生年月日検索、年金記号番号払出簿の調査を行ったが、別の国民年金手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の姉（国民年金手帳記号番号が 1 番違い）の記録においても、昭和 48 年 3 月までは未納であり、48 年 4 月から結婚して他町へ転

出するまで、納付した月、納付月数ともに申立人と一致していることから、申立人のみ申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 函館国民年金 事案9

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から49年3月まで  
昭和50年ごろから自分で保険料を納付していたが、国民年金手帳の「はじめて被保険者となった日」が41年5月20日となっており、自分が20歳のころから両親が国民年金の保険料を納付しているはずである。

また、昔、近所に住んでいて母親と親しかった知人からも「あなたが20歳のころから掛けている。」と聞いていると言われた。

未納であることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及びA市被保険者名簿から、申立人の国民年金保険料は、昭和52年4月に一括で50年1月から53年3月までの分が納付され、53年4月以降は3か月単位で未納無く納付されていることが確認できる。

申立人は、申立期間について、保険料納付に関与しておらず、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、当時の納付に係る記憶も明確でないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、昔近所に住んでいたという申立人の知人に聴取すると、申立人の母親から、申立人の国民年金の加入については聞いているものの、その加入時期は不明としている。

さらに、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年3月時点では、既に制度上時効となっており、保険料は納付できない期間であり、生年月日検索、年金記号番号払出簿の調査を行ったが、

別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで  
社会保険事務所に照会したところ、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで、国民年金の任意加入の資格が喪失したとされ、保険料が未納となっていることが分かった。  
任意加入の資格を喪失する手続をした記憶はなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 59 年 4 月 1 日に、任意加入被保険者の資格を喪失したことが記録されている。

社会保険庁の記録では、昭和 59 年 4 月当時、申立人はA市に在住していたことが確認され、かつ昭和 59 年度の保険料は未納となっていることが確認できる。

その後、申立人は昭和 61 年 4 月にB市に転居し、同月以降、第三号被保険者となっているが、同市が保管する申立人の被保険者カードにも、申立人は 59 年 4 月 1 日に任意加入被保険者の資格を喪失したことが記録されていることから、申立期間において任意加入被保険者でなかったことは否定できず、ほかに申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他、申立内容及び収集した資料を総合的に判断すると、申立期間において申立人が任意加入被保険者であったとは考え難く、記録を訂正する必要は認められない。

## 青森国民年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から51年3月まで

昭和40年5月の婚姻を契機に、夫の両親と同居した。義父がお金の管理をしており、私の国民年金保険料と一緒に夫と義母の分も納付してくれていたはずである。国民年金手帳では40年5月2日から加入とされており、申立期間について、夫と義母は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、申立人自身は国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付等が不明である。

また、申立人の夫が昭和41年及び46年に発行された国民年金手帳を所持しているのに対して、申立人は昭和49年11月以降の様式の国民年金手帳しか所持しておらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年11月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年11月から49年3月まで  
申立期間当時、家族の分も含め、父が納付しているはずである。  
父は、自営業だが各種団体等の要職も務め、周囲に国民年金への加入を勧めており、娘である私の保険料を納付していないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年9月時点では、既に申立期間の一部は時効により納付できないこととなっており、これを納付するには特例納付によることとなるが、国民年金保険料を一括して納付したことをうかがわせる関連資料も見当たらない。さらに、申立期間について、別の国民年金手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から48年3月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間が未納とされていることが分かった。  
申立期間は、家業の手伝いをしていたが、国民年金保険料は、私の父が納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、父が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人自身が国民年金の加入及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続の時期や納付状況が明確では無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年5月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人がA市からB町に転入したのは、昭和48年4月28日であり、昭和47年度までのB町国民年金印紙検認票（納付記録簿）の申立人の世帯に申立人の氏名が無いことから、父が申立人の保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から50年12月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間が未納とされていることが分かった。

現在の市に住所の異動を行って少ししてから、国民年金の加入の申込みを行い、その時にさかのぼって納付した記憶があるので、申立てを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在の市に転入した以降に申立期間についてさかのぼって納付したと主張するが、申立人の夫は厚生年金保険に加入していたことから、申立人の国民年金への加入については、任意加入となり、申立人は、制度上加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。また、申立人の国民年金手帳及び社会保険庁の記録においても、申立人は、昭和51年1月に任意加入したものとされており、その記録に不備は見られない。

また、申立人及びその夫から聴取しても、納付時期、納付場所など、当時の納付状況についての記憶が不明確である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島国民年金 事案4

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年8月まで

保険料の納付が免除となっている36年4月から41年3月の保険料を納付できるとの案内のハガキが昭和50年7月にA市から送付されてきたことから、50年9月26日に郵便局において、36年4月から41年3月までの保険料として6,000円を納付した。

しかし、社会保険庁の記録によると、昭和40年9月から41年3月までの保険料は納付済みとなっているが、36年4月から40年8月までの保険料が未納とされている。

このため、昭和36年4月から40年8月までの53か月分の保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市では、制度上（昭和48年国民年金法改正附則第18条）特例納付することができない免除期間の保険料について、追納の案内を誤って行っており、申立人が、この案内に基づいて保険料を納付したことが認められる。

しかし、申立人が昭和50年9月26日に納付した36年4月から41年3月までの追納保険料のうち、国民年金法第94条により追納できない36年4月から40年8月までの保険料については、特例納付及び追納業務を所管する社会保険事務所において、保険料が納付された直後の50年9月30日に迅速に還付決定され、さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、同年12月11日に還付されたことが記録されていることから、既に申立人

に還付されているものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

## 栃木国民年金 事案 20

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から48年3月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について加入と納付の記録が無いと言われた。父が農業協同組合に保険料を納めていた記憶があるので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、父親が国民年金の加入手続をした上、保険料を納付したと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身が直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年2月時点では、申立期間のほとんどが時効により納付できない期間であり、過年度納付及び特例納付により保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見あらず、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 栃木国民年金 事案 21

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から42年3月まで

申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できないとされたが、市役所職員が国民年金へ加入するよう勧誘に来た記憶があり、両親が手続して納付していたはずなので、納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、両親又は申立人自身が国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、加入手続を行った両親はすでに死亡していること、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことなどから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和42年11月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見あたらず、事実、申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金保険料を払込用紙で納付したと主張しているが、当時の納付手続は印紙検認方式であり、申立内容に矛盾が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 10 月まで  
国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について、加入及び保険料納付の記録が無いと言われたが、納税組合長宅へ姉と一緒に行って一回納付した記憶があり、その後は母が納めてくれていたと思うので、私の納付記録が未納とされていることには納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人及び母親が国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人及び申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続や保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、領収書、日記等）は無く、しかも、初回以降は申立人自身が直接関与していないため、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 45 年 11 月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見あたらず、事実、申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は保険料額 50 円を納付したと主張しているが、当時の国民年金保険料の 100 円と相違し、申立内容に矛盾が認められる。

その上、加入を勧めたとされる申立人の姉の国民年金保険料の納付状況には申立期間内に 13 か月の未加入期間があること及び申立人に未加入期間が散見されることなどから、申立内容に不自然な点が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成2年3月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について加入及び保険料の納付が確認できないと言われた。当時は学生であったが、母親が国民年金保険料を納付していたはずなので納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身が直接関与していないため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成7年5月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見あらず、事実、申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、国民年金加入手続及び保険料の納付を行なったと主張しているその母親においても、それら手続及び納付に係る記憶が無く、申立人の納付を裏付ける証言等を得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長野国民年金 事案 17

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から47年3月まで

20歳から自営で大工をしていた父の仕事を手伝っていた。母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。すべて母に任せていたが、母が両親の分と一緒に納付していたはずであり、未加入となっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については、すべてその母親が行っていたとしているが、母親から申立人の保険料を納めていたという話は聞いておらず、具体的な内容については分からないとしており、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和59年6月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は昭和36年4月の国民年金制度発足時から、申立期間を含めて60歳まで保険料を完納しているが、申立人の父親は36年4月から44年12月まで国民年金に加入しておらず、「母親が両親の分と一緒に納付していたはず」との申立内容の信<sup>びょう</sup>憑性は低い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 富山国民年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から53年3月まで  
昭和46年5月から53年3月までの6年11か月について、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、記録上、納付事実が確認できないとされたことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年6月に国民年金への加入手続を行い、同年5月分からの国民年金保険料を納付したと主張している。

しかし、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、昭和46年当時は市役所で納付していたとしているほかは53年に至るまで納付方法についての記憶が無く、納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推察される昭和53年時点では、申立期間の一部に時効により納付できない期間が含まれることになるなど、不合理な点があると言わざるを得ない。

加えて、昭和39年以降の国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されて保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から54年3月まで

「申立期間について、納付の事実が確認できません」という回答が社会保険事務所からありましたが、夫婦である私達に「夫は納付済みで妻は未納」とは到底考えられません。よって当該期間が未納とされていることは納得できません。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人自身は保険料納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の夫に当時の状況を聴取したが、記憶が無いとしていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年7月の時点では、申立期間の一部は、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井国民年金 事案 5

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から61年3月まで

私は、20歳で国民年金に加入し、結婚した後も任意加入で保険料を納付してきたが、社会保険庁の年金記録では、昭和58年5月から61年3月までが無資格となっており、納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年5月に国民年金被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無いとしているが、国民年金手帳には、58年5月2日に資格喪失した旨が記載されているとともに、A市の被保険者名簿においても、58年5月から61年3月まで無資格とされている。

また、A市が、昭和59年1月に、58年4月の国民年金保険料のみの納付督促を行い、申立人は同月の保険料のみを59年1月30日に納付していることが、申立人の所持する領収書により確認でき、申立期間については、資格喪失により保険料の納付義務が無かったことが裏付けられる。

さらに、申立人が申立期間中に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、また、社会保険庁の記録において、氏名を複数の読み方で検索しても、他の手帳記号番号が存在することは確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 10

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年3月までの期間及び昭和45年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和44年8月から45年3月まで  
②昭和45年5月から同年10月まで

私は、22歳の誕生月に父が加入手続を行い、納付についても父が集金により納めていたと記憶している。また、昭和45年5月からは、厚生年金保険に加入しているが、この時期も父が国民年金保険料を納付していたはずである。既に、還付している記録があるとのことだが、還付を受けた記憶は無い。

以上のことから申立期間について未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和44年8月から45年3月までについては、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外に国民年金手帳は所持していないと申し立てているとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、46年10月ごろに交付されたと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらない。

また、申立人の父が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等については不明である。

さらに、申立期間のうち、②昭和45年5月から45年10月までについて

は、社会保険事務所の保管する領収済通知書により、当該期間に係る国民年金保険料は、48年12月28日に納付されていることが確認できるが、当該期間は、厚生年金保険の被保険者期間であったため、国民年金保険料が還付されていることが、社会保険事務所の保管する特殊台帳により確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年3月まで

平成19年5月及び6月に国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和46年12月から47年3月までが未納であるとの回答を受けた。しかし、国民年金への加入手続は、昭和47年1月の国民健康保険の手続と同時に行っており、納付書が届いたのであれば、支払いは必ずしており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫から提出された昭和48年度分市民税・県民税申告書(控)には、昭和47年中に支払った国民年金保険料の合計額が記載されているが、当時の保険料額から判断すると、その合計額は47年4月から同年12月までの9か月の保険料額であり、夫の申立期間(47年1月から同年3月まで)に係る保険料額は含まれないと考えるのが相当であり、申立人についても申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人は、昭和47年1月に国民年金への加入手続を行ったとしているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号の払出時期は47年4月11日となっており、また、A市の昭和47年度の収滞納一覧表の「異動理由」の欄には新規に加入したことを示すコード番号が記載されており、これらのことは、申立人が国民年金保険料を納付したのは47年度からであることを示している。

さらに、申立人の夫は、国民年金に加入直後から、夫婦二人分の国民年金



保険料をA市の区役所の窓口にて、納付書により納付したと主張しているが、A市の昭和47年度の収滞納一覧表によると、集金人により収納されたと記録されているとともに、夫婦共に申立期間については未納とされている。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金事案 17

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から47年3月まで

平成19年5月及び6月に国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和46年12月から47年3月までが未納であるとの回答を受けた。しかし、国民年金への加入手続は、昭和47年1月の国民健康保険の手続と同時に行っており、納付書が届いたのであれば、支払いは必ずしており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和48年度分市民税・県民税申告書(控)には、昭和47年中に支払った国民年金保険料の合計額が記載されているが、当時の保険料額から判断すると、その合計額は47年4月から同年12月までの9か月の保険料額であり、申立期間に係る保険料額は含まれないと考えるのが相当である。

また、申立人は、昭和47年1月に国民年金への加入手続を行ったとしているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号の払出時期は47年4月11日となっており、また、A市の昭和47年度の収滞納一覧表の「異動理由」の欄には新規に加入したことを示すコード番号が記載されており、これらのことは、申立人が国民年金保険料を納付したのは47年度からであることを示している。

さらに、申立人は、国民年金に加入直後から、夫婦二人分の国民年金保険料をA市の区役所の窓口にて、納付書により納付したと主張しているが、

A市の昭和47年度の収滞納一覧表によると、集金人により収納されたと記録されているとともに、夫婦共に申立期間については未納とされている。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私の年金記録は、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの 12 か月が申請免除期間となっている。

私は昭和 36 年 1 月に結婚し、結婚後しばらくしてから、夫の父が家族 4 人分（私、夫、夫の父母）の国民年金の加入手続をしてくれたが、保険料納付の免除申請をしたとは聞いていない。

この時期の保険料は夫の父が納めてくれていたはずであるので、当該期間を申請免除期間ではなく、保険料納付期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の父が国民年金保険料を納付していたはずと申し立てているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人のほか、その夫及び夫の父母の年金記録を確認したところ、申立期間については、夫の父は納付済みとなっているものの、夫及び夫の母は申立人と同じように申請免除となっている。

さらに、市役所に保存されていた被保険者台帳により、①申立人の昭和 48 年度及び 49 年度の保険料、②夫の 47 年度から 49 年度までの保険料、③夫の父の 36 年 4 月から 48 年 7 月までの保険料が、すべて昭和 50 年 9 月 11 日付けで納付（特例納付とみられる。）されていることが確認でき、申立人及びその家族はこの時点まで国民年金保険料は全く納付していなかったと考えられる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料全額免除承認期間については、追納していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで  
平成 6 年 3 月 4 日に妻が A 市役所に行き、私の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの分の追納申込みを行い、すぐに近くの N 銀行 K 支店で追納した。申立期間について追納申込みをしたことは社会保険庁の記録にも残っており、申立期間の前年には、昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月までの分を追納している。私の申立期間の記録が、追納申し込みの記録だけあり、追納したことになっていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所の記録においては、申立期間の保険料が追納されたという記録はなく、社会保険事務所には、追納したと申し立てている平成 6 年 3 月の、金融機関から社会保険事務所あての領収済通知書がすべて保管されているが、その中に申立人に係る領収済通知書は確認できない。一方、申立人が平成 5 年 3 月に追納した分の領収済通知書は、社会保険庁の記録のとおり保管されていることが確認できる。

さらに、申立人の妻も、昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月までの分を、平成 5 年及び 6 年に 2 回に分けて追納したと申し立てているが、申立人の妻についても社会保険庁の記録どおり領収済通知書は確認できなかった。

2 加えて、申立人は、A 市役所のすぐ近くの、N 銀行 K 支店で追納したと主張しているが、金融機関での納付の場合、日本銀行との突合が行われ、実際に申立人夫婦の社会保険庁の記録と、日本銀行と突合済みの領収済通知書の保管状況は一致していることから、申立人が追納していたと考えることはできない。

追納したとする状況についても、申立人は A 市役所で追納の納付書ももらい、すぐに近くの N 銀行 K 支店で追納したと主張しているが、社会保険

事務所で追納申込み記録が機械入力されている。当時の実質的な事務処理の状況から考えると、社会保険事務所で追納申込み記録が機械入力されている場合、追納の納付書は社会保険事務所で機械作製され、後日郵送したものと考えられることから、申立人のA市役所で追納の納付書をもらったとする主張と矛盾が生じる。

- 3 また、申立人が追納したことを裏付ける、家計簿や預金通帳、確定申告書等の関係資料は無い。なお、社会保険庁にある追納申込み記録は、あくまで申込みを行った記録であり、実際に追納したことを示す関係資料とはいえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料全額免除承認期間については、追納していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料全額免除承認期間については、追納していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月まで  
私の昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月までの分については、平成 5 年 3 月 22 日と 6 年 3 月 4 日の 2 回に分けて追納している。両年とも私が A 市役所に行って追納申込みを行い、すぐに近くの N 銀行 K 支店で追納した。6 年 3 月に追納申込みをしたことは社会保険庁の記録にも残っており、5 年 3 月には、夫が昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月までの分を追納している。私の申立期間の記録が、追納申し込みの記録だけあり、追納したことになっていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険事務所の記録においては、申立期間の保険料が追納されたという記録はなく、社会保険事務所には、追納したと申し立てている平成 5 年 3 月と 6 年 3 月の、金融機関から社会保険事務所あての領収済通知書がすべて保管されているが、申立人に係る領収済通知書は確認できない。また、申立人の夫も昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの分を、平成 6 年 3 月に追納したと申し立てているが、申立人の夫も社会保険庁の記録どおり領収済通知書は確認できなかった。一方、平成 5 年 3 月に追納した申立人の夫の領収済通知書は、社会保険庁の記録どおり保管されていることが確認できる。

加えて、申立人は、A 市役所のすぐ近くの N 銀行 K 支店で追納したと主張しているが、金融機関での納付の場合、日本銀行との突合が行われる。実際に申立人夫婦の社会保険庁の記録と、日本銀行と突合済みの領収済通知書の保管状況は一致していることから、申立人が追納していたと考えることはできない。

- 2 また、追納申込み記録についても、年度単位で追納したと仮定すれば、

すでに平成5年3月に追納済みであるべき昭和58年度の59年3月分を、再度追納申込みしていることになり合理性を欠く。また年度単位ではなく昭和59年2月分までを追納していたと仮定すれば、通常年度単位で追納するところ、なぜ昭和59年2月分までの区切りで追納したのか、申立人の夫も年度単位で追納しているところ、合理的理由が見当たらない。また、これらのことについて申立人から合理的説明はなかった。むしろ、昭和58年3月から59年3月までの分は追納されていなかったもので、平成6年3月時点で追納可能な一番古い期間である、昭和59年3月分から追納申込みしたと考えるのが自然である。

3 平成6年の追納した状況についても、申立人はA市役所で追納の納付書をもらい、すぐに近くのN銀行K支店で追納したと主張しているが、社会保険事務所で追納申込み記録が機械入力されている。当時の実質的な事務処理の状況から考えると、社会保険事務所で追納申込み記録が機械入力されている場合、追納の納付書は社会保険事務所で機械作製され、後日郵送したものと考えられることから、申立人のA市役所で追納の納付書もらったとする主張と矛盾が生じる。

4 さらに、申立人が追納したことを裏付ける家計簿や預金通帳、確定申告書等の関係資料は無い。なお、社会保険庁にある追納申込み記録は、あくまで申込みを行った記録であり、実際に追納したことを示す関係資料とはいえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料全額免除承認期間については、追納していたものと認めることはできない。



## 奈良国民年金 事案9

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から49年1月までの期間  
昭和49年2月から厚生年金保険に加入し、退職後は自営を始めたので国民年金に加入し、妻、子供の分とも滞納なく納付している。実際の納付は母親に任せており、その母も現在は認知症で詳しいことはわからないが、厚生年金保険加入前も20歳から国民年金に加入し、国民健康保険と同じように考えて払っていたはずなので納付済み期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から国民年金に加入し、母が納付していたはずであると申し立てているが、20歳当時、申立人はA市に、母親はB市に在住しており、申立人の母親がA市において加入手続及び納付を行ったことは確認できない。

また、氏名を複数の読み方で検索しても該当する被保険者はおらず、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、家族については国民年金加入対象者がおらず、申立人は国民年金保険料の納付に関与していないとともに、納付事実を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 和歌山国民年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 44 年 3 月まで  
20 歳になったとき、国民年金に加入したことを母親から聞かされた。  
当時は、家に集金人が来ており、強制的に加入しなければならないと説明を受けていたので、兄と姉は、昭和 36 年から保険料を納付していた。自分だけが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、また、母親は既に死亡しているとともに、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 43 年 3 月 11 日に払い出されているとともに、市の被保険者台帳では、資格取得届が 44 年 2 月 20 日に届け出されたとの記録があり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点においても、申立期間には時効により納付できない期間が含まれ、申立期間において国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住していた市町村において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。  
これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 和歌山国民年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から54年3月まで期間、56年4月から57年3月までの期間、58年4月から同年12月まで期間及び61年11月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年5月から54年3月まで  
② 昭和56年4月から57年3月まで  
③ 昭和58年4月から同年12月まで  
④ 昭和61年11月から62年3月まで

私は、夫の会社倒産後、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料が納められない場合は、まず、夫の保険料を納め、私の保険料は、数か月まとめて納付するか、免除を受けて後年追納するなどしており、未納は無いはずである。

### 第3 委員会の判断理由

申立期間のうち、①昭和53年5月から54年3月までの期間については、申立人は、当委員会が事実確認を行う過程において、申立人自ら未納であったことを認め、申立てを撤回している。

また、申立期間のうち、②昭和56年4月から57年3月までの期間、③58年4月から同年12月までの期間及び④61年11月から62年3月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（領収書、家計簿等）は無く、また、申立期間における納付状況について、申立人の記憶も明瞭ではなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、四つの期間で合計37か月と、長期間であるとと

もに、申立人自身も、必ずしも夫婦一緒に国民年金保険料を納付していなかったことを認めている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛国民年金 事案 21

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで  
昭和 50 年 12 月 25 日に、母親が、未納となっていた 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を一括して納付したが、48 年 4 月から同年 9 月までが未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が国民年金保険料を一括して納付したとされる昭和 50 年 12 月 25 日の時点では、申立期間は、時効により過年度納付できない期間であるとともに、特例納付できる期間でもない。

また、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 高知国民年金 事案 9

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、40 年 10 月から 41 年 3 月までの期間及び 49 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで  
②昭和 40 年 10 月から 41 年 3 月まで  
③昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、申立期間①及び②の期間については、当時、集金人に納めるとともに、申立期間③の期間についても、昭和 54 年に市役所において確認できるすべての未納期間に係る納付書の交付を受け、特例納付等により約 2 年かけてすべて支払ったにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、平成 14 年ごろから国民年金保険料の未納の問題を市役所や社会保険事務所に相談していたにもかかわらず、18 年 10 月ごろに証拠書類を焼却したとの申立ては不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 7 月以降に払い出されたと推認され、債権が発生せず納付できない過去の期間（①昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで）の保険料を集金人に納めたことになるなど、申立内容には不合理な点があるほか、当時の申立人の夫も、申立期間のうち、①36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び②40 年 10 月から 41 年 3 月までの期間については未納となっている。

さらに、申立人から聴取しても、国民年金保険料の納付についての記憶は曖昧であり、社会保険庁の記録上も、昭和 54 年に 7 回の特例納付によ

り 24 か月の国民年金保険料を納付しているが、必ずしも早い時期の保険料から納付しているのではなく、不規則に納付していることが確認でき、未納期間を的確に把握して納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が国民年金被保険者として申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 高知国民年金 事案 10

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 46 年 3 月までの期間及び 47 年 5 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 44 年 5 月から 46 年 3 月まで  
②昭和 47 年 5 月から 48 年 3 月まで

私は、申立期間①の期間については、昭和 47 年 5 月ごろ、市役所から「国民年金の手続を取って下さい。」と連絡を受けて、20 歳にさかのぼって夫婦二人分を一括して納付した記憶があり、また、申立期間②の期間についても、納付した記憶があるにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料の納付方法、納付金額、納付先等についての申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、①昭和 44 年 5 月から 46 年 3 月までは時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付した記憶は無いと申し立てている。

さらに、申立期間のうち、②昭和 47 年 5 月から 48 年 3 月までについては、申立人の夫も未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が国民年金被保険者として申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月

申立期間について照会申出書を提出したところ、納付記録が確認できなかつたとの回答をもらった。当時 A 町役場へ出向いて納付したことを覚えているので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 9 月 5 日に職権適用（昭和 55 年 8 月 8 日に資格取得）を受け、昭和 60 年度の 4 月から 8 月までの国民年金保険料について、同年 12 月 17 日から 61 年 3 月 24 日までに 4 回に分け、1 回目は 2 か月分を同年 12 月に納付し、2 回目以降は、それぞれ 1 か月分ずつ毎月納付していることが確認できるとともに、61 年の 4 月から 9 月までの国民年金保険料についても、61 年 4 月以降、それぞれ 1 か月分ずつ毎月納付していることが確認できる。

これについては、申立人に関しては、当該年度内に未納月があったことから、その未納月から収納していくという社会保険事務所の市町村に対する指導に従い、町が未納であった昭和 60 年 4 月分から順に納付したとして処理し、60 年 4 月から 8 月までの分の納付として取り扱ったため、結果として、申立期間である同年 9 月から 61 年 3 月までは未納とされたものと考えられる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

## 宮崎国民年金 事案 10

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から51年3月まで

昭和39年から45年までは、学生であったためA都道府県に住んでいたが、B市に住んでいた母から、「成人したので保険料を支払っている」と聞いていた。その後、母が地区班の代表に母、自分及び妹の3人分の保険料を納付していたと思う。

20年ほど前に、B市から、10年間の未納があるという連絡があった際に母に確認したところ、納付したと話していた。

母と妹は完納となっており、自分のみが未納となっていることは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、母親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立人がA都道府県に住民票を移していた期間についても、B市に居住する母親が申立人の国民年金保険料を同市に納付していたと主張するなど、申立人の主張には不自然な点がある。

さらに、申立人は、申立期間中、A都道府県、B市及びC市に居住しているが、国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月にC市で払い出されていることが確認できるのみで、A都道府県及びB市で別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部については、時効により納付で

きない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 厚生年金 事案 27

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 21 日から 48 年 1 月 5 日

社会保険庁から送付された「58 歳通知」によると、A社における厚生年金保険の資格取得日に誤りがある。申立期間に係る給与明細書及び失業保険被保険者離職証明書があるので、厚生年金保険についても、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された失業保険被保険者離職証明書及び給与明細書から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記給与明細書では、現在、厚生年金保険被保険者期間となっている昭和 48 年 1 月から同年 11 月までについては、厚生年金保険料の控除がされているものの、申立期間については、厚生年金保険料の控除がされていない。また、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について、確認できるその他の関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 1

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 44 年 9 月 1 日まで

(株) C 社には、昭和 38 年 4 月から 51 年 12 月まで勤務したが、社会保険庁の記録では厚生年金保険への加入が 44 年 9 月からとなっており、納得できない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細など、保険料控除の事実を確認できる資料も無い。

また、(株) C 社は、申立期間後の昭和 44 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人が記憶していた申立期間当時の同僚 6 人のうち、同社における被保険者記録が確認できる 4 人も、申立人と同様に、同日に資格取得している。

さらに、上記 4 人のうち 2 人については、社会保険庁の記録によれば、昭和 44 年 8 月までは国民年金に加入していたことが確認できる。

このほか、(株) C 社は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及び収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 山形厚生年金 事案2

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から同年 8 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 42 年 3 月から同年 8 月までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

しかし、昭和 42 年 3 月に、申立期間の直前まで勤務していた会社から引き抜かれて入社しており、この時点から厚生年金保険に加入しているはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

給与明細等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料が無く、申立期間中に勤務していたとする事業所は、社会保険庁の記録から、昭和 42 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時の会社経営に参画していた取締役が、当該事業所の適用年月日に国民年金から厚生年金保険への変更手続を行っていること、申立人より先に当該事業所に入社した従業員についても、申立期間は厚生年金保険に加入していないこと、前記の取締役から、会社設立当時は社員が少なかったため社会保険に未加入である旨の回答を受けていること等から、申立期間に係る保険料は控除されていないものと推認される。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、申立期間は、雇用保険の被保険者とはなっていない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。  
これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山形厚生年金 事案3

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 10 日から 43 年 7 月 4 日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 42 年 1 月 10 日から 43 年 7 月 4 日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

しかし、申立期間は、夫と同じ東京の会社に勤務しており、申立期間について、夫のみが厚生年金保険に加入していることは不自然である。物的証拠は無いが、給与から保険料が控除されていた記憶があるので、調査審議願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録より、昭和 42 年 3 月 10 日から 43 年 6 月 20 日の加入記録が確認でき、その事業所の所在地が東京であることから、申立期間中に勤務していたとする事業所での勤務実態は推認できる。しかし、給与明細等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料が無く、当該事業所は、社会保険庁の記録から、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるものの、昭和 44 年 2 月に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人と夫は同じ事業所で働いていたが、申立人は従業員の賄いと事務補助、夫は従業員の監督等をしており、仕事の内容は同一ではないとの申立てがされている。

さらに、申立人は、給与から保険料が控除されていた記憶があると主張



するが、その裏付けや申立期間当時の給与額及び控除保険料額についても、記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり具体的な説明が得られない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案1

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 10 日から 48 年 1 月 20 日まで  
A社が発行した申立期間の勤務証明書を持参しており、同社に勤務していたことは事実であるから厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、源泉徴収票などの資料が無い。

申立人の社会保険庁の厚生年金保険の加入記録及び雇用保険の加入記録によれば、①昭和 44 年 9 月 8 日から 45 年 7 月 1 日までの期間はA社、②46 年 2 月 1 日から同年 6 月 15 日までの期間はB社、③47 年 5 月 19 日から同年 7 月 25 日までの期間はC社に勤務していることが確認でき、申立人が主張する 45 年 9 月 10 日から 48 年 1 月 20 日まで、A社に勤務しているとの申立てとの整合性が無い。

また、申立人は、A社が発行した勤務証明書を申立ての根拠としているが、同社に確認したところ、当該証明書は退職金支給名簿（同社に1年以上勤務した者に支給される退職金の支給状況が記載）を基に作成されている旨説明があったが、当該名簿には生年月日の記載が無く、申立期間に近接する時期に同姓同名の職員（以下「X氏」という。）が同社に在籍していたことが社会保険庁の記録により確認できること、さらに、当該証明書に記載された勤務期間はX氏の同社における期間と、X氏の厚生年金保険

の記録がおおむね一致していることから、当該証明書は申立人の勤務期間を証明したものとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 4

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月から 45 年 10 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、二度勤務したA社における厚生年金保険の加入記録が、二度目の勤務である昭和 46 年 2 月から同年 4 月までのみとなっており、申立期間については加入記録が無いとの回答であった。当時一緒に勤務していた同僚たちについては「きちんと記録されている」とのことなので、自分の分は記録漏れであると確信している。申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的記憶が無い。

また、申立人の雇用保険の加入記録によれば、雇用保険の被保険者期間は、昭和 46 年 2 月 1 日資格取得、同年 4 月 16 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無く、二度目に勤務したと主張している期間の記録のみとなっている。他に申立期間にA社に勤務していた事実を確認できる資料等は無い。

さらに、社会保険事務所保管の政府管掌健康保険の健保記号番号順索引簿によると、申立人がA社で働き始めたとしている昭和 44 年 11 月以降、二度目に勤務したと主張している 46 年 2 月 1 日の資格取得までの間には申立人の記録は無く、その間、同社において資格取得した者の被保険者番号

は連番で払い出されており、欠番は無い。

なお、申立期間当時の同僚で、通いで勤務していた者3名の記録は確認できたが、申立人と同様に住み込みで勤務していた5名のうち、申立人を含む3名の申立期間に係るA社における記録は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年から20年まで

戦時中の軍需工場等に勤務した期間などが厚生年金保険の加入期間になることもあるとの記事を読み、自分も15歳から16歳まで、1年から1年半くらいの間、学徒動員により働いていたので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学徒動員としてA社に勤務していたことを鮮明に記憶しているが、厚生年金保険料の控除については記憶が無い。

また、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年）により、学徒動員については厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっている。

さらに、申立人が当時働いていたとする事業所に保管されている厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は記載されておらず、加えて、事業所から、学徒動員者については厚生年金保険被保険者として取り扱っていない旨の回答が提出されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案1

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から平成 4 年 3 月まで

当時、従業員 40～50 人くらいの S 社に勤め、基盤、TV、エアコン等の組立て作業に従事していた。厚生年金保険に加入していなかったということは納得できない。昭和 58 年 5 月から平成 4 年 3 月まで厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた会社から、当該会社の保管する人事記録等関係資料を確認したところ、正社員として申立人の名前は無いこと、厚生年金保険被保険者資格確認通知書の控えにも申立人の名前は無い旨の回答が提出されている。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料（給与明細書、所得税源泉徴収票等）は無く、当時、申立人と同居し給与を袋ごと預かっていた姉は、申立人の照会に対して「給与から厚生年金保険料は引かれていなかったと思う」と回答している。

さらに、申立期間について、雇用保険の加入記録が確認できず、加えて、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人については、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から同年 11 月まで

私は、申立期間において事業所に勤務し厚生年金保険料を払っていたと記憶しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細などの資料が無い。

また、申立人が申立期間において勤務したと主張しているA事業所については、社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所として該当が無く、商業登記簿及び法人登記簿にも未記載であることから、当時、当該事業所が実在していたことの確認ができない。

さらに、申立人は、当該事業所がCビルに入居していたと主張しているが、Cビルの管理者に確認したところ、過去にA事業所がCビルに入居していた記録は無い旨の説明を受けた。なお、当時Cビルの内装工事を行ったB事業所の名称が類似の名称であったため、B事業所についても社会保険庁の記録を調査したが、適用事業所であることが確認できなかった。

一方、公共職業安定所が保管している申立人の雇用保険被保険者資格に係る資料において、申立期間にA事業所の雇用保険記録が無いだけでなく、同期間中他の事業所の被保険者であった記載も無いことから、申立人が申立期間においてA事業所で勤務していた事実が確認できない。

なお、申立人は、当時の事業主及び同僚に関する氏名等の記憶が不明確で探し当てることができないため、申立てに関する証言を得ることができない。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 静岡厚生年金 事案3

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 21 日から 52 年 3 月 21 日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。昭和 52 年 3 月に結婚のため申立てに係る事業所を退職したため、資格喪失日が 51 年 3 月 21 日となっているのは記録誤りである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無く、申立てに係る事業所が公共職業安定所に提出した離職証明書において、離職年月日は昭和 51 年 3 月 20 日になっている。

また、公共職業安定所からの雇用保険記録の回答書では、申立てに係る事業所の離職日は昭和 51 年 3 月 20 日になっており、同事業所を離職後に求職者給付の受給手続をしている記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する被保険者原票において、申立人の被保険者証が昭和 51 年 4 月 2 日に返納されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案3

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月15日から49年6月27日まで  
私は、昭和46年3月15日から50年6月26日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険庁の年金記録では、46年3月15日から49年6月27日までが未加入となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の同僚の証言から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたと思われるが、給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料は無く、保険料控除に関しては申立人の記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和49年6月28日から50年6月26日までは、A社において、厚生年金保険と健康保険の双方に加入しているが、申立期間については、その夫（他の事業所で勤務）が加入していた健康保険の被扶養者に認定されており、申立人も夫の健康保険証を使用して医療機関で受診していたと説明している。

さらに、A社は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案 4

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和24年4月1日にA社B支店に入社したが、社会保険庁の年金記録では、同年5月1日から厚生年金保険に加入したことになる。

入社1か月後に厚生年金保険に加入したとは考えられないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人が申立期間にB支店に勤務していたことを認めているが、当時の賃金台帳等の関係書類は保存されていない。

また、昭和24年4月の厚生年金保険料を給与から控除されていたことについて申立人の記憶は無く、それを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人と同日に入社した5人の社員について、社会保険庁の年金手帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人と同様に入社1か月後の昭和24年5月1日に被保険者資格を取得している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月ごろから 32 年 6 月ごろまで  
私は、昭和 31 年 4 月ごろから 32 年 6 月ごろまでA社に勤務していたが、社会保険庁の年金記録では、その全期間について加入記録が無いことになっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚数名から、申立人が同社に勤務していた旨の証言書が提出されており、申立人は、申立期間に同社に勤務していたと思われるが、給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料は無く、保険料控除に関して、申立人は記憶していない。

また、社会保険庁が作成したA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は無く、系列会社であるB社及びC社の同名簿を確認しても申立人の記載は無い。

さらに、A社は、既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案4

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月から 12 年 5 月まで

私は平成 11 年 12 月から 14 年 7 月まで A 社に勤務していたが、老齢厚生年金の裁定請求手続をした際に被保険者加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。

しかし、私が所有している給料支払明細書では厚生年金保険料が控除されており、厚生年金被保険者とされていないことに納得がいかない。加入記録の訂正を求める。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間である平成 11 年 12 月から 12 年 5 月までの給料支払明細書が申立人から提出されており、社会保険料が控除された記載があるが、給料支払明細書に使用している用紙が製造販売されたのは、12 年 8 月以降であり、申立期間に使用することは不可能であった。

また、給料支払明細書に記載されている社会保険料控除額が申立期間当時の社会保険料率で計算した額と一致しない。

これら周辺事情や関連資料を総合的に判断すると、申立内容は明らかに不合理であり、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 香川厚生年金 事案1

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 30 日から平成元年 10 月 31 日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 63 年 11 月 30 日となっている。63 年ごろにA社は整理、倒産したが、その後も私は関連会社であるB社で働いており、雇用保険受給資格者証によれば、離職日は、平成元年 10 月 31 日となっているので、申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人のA社における離職年月日は平成元年 10 月 31 日とされており、同社に勤務していた事実は確認できるが、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無い。

社会保険庁の記録では、A社は、第1回目の不渡りを出した昭和 63 年 11 月 30 日に全喪しており、申立期間中に申立人は、同社の従業員として被保険者となることはできない。

また、当時、A社には被保険者が 10 名在籍していたが、10 名全員が全喪日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、当該 10 名のうち 5 名は全喪日と同日に国民年金の資格を取得している。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 63 年 11 月 30 日から平成 2 年 2 月 13 日まで、継続して健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

なお、申立人は「A社が昭和 63 年ごろに倒産した後、関連会社のB社で

継続して勤務していた」と申し立てているが、B社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録は無いこと、また、申立人の申立期間における雇用保険の記録はA社における記録となっていること、後に申立人から「B社の勤務者はすべてA社から給与を支給され、社会保険の手続も一括して行われていた。」との説明があったことから、B社において申立人の厚生年金保険料の控除及び社会保険事務所への納付が行われていたとは考えがたい。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金事案3

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から37年3月まで

昭和34年3月にA高等学校を卒業と同時に(有)K商店に入社し、37年8月1日に退社した。厚生年金保険の加入記録について照会したところ、資格取得日が37年4月1日となっており、資格取得日に約3年のずれが生じていることについて確認をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した、同僚と撮影した写真が収められた日付入りのアルバムや、当時の同僚を記した申立人作成のメモから、申立人は申立期間において(有)K商店に勤務していたことは推認できる。

しかし、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料が無いほか、雇用保険被保険者記録においても、申立期間に係る該当記録は存在しない。

また、当該事業所の従業員のうち、申立人が勤務期間を記憶していた4名の従業員について社会保険事務所の記録と比較してみると、いずれも資格取得日が入社日より2年半以上遅れた取得記録となっていることから、当時、当該事業所では厚生年金保険の資格取得について、このような取扱いが行われていたものと推察される。

このほか、申立内容を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認めることはできない。



## 高知厚生年金 事案 2

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 54 年 1 月ごろから同年 10 月ごろまで  
②昭和 55 年 2 月ごろから同年 11 月ごろまで

私は、申立期間に A 地方自治体の臨時的任用職員として勤務し、保険証をもらっていたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされていることが判明した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 地方自治体からの回答により、申立人が申立期間中に、A 地方自治体に勤務した実績を確認できるが、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、申立人は、申立期間において、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付しているとともに、健康保険においては、申立人の夫の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、A 地方自治体からの回答により、申立期間当時、臨時的任用職員は、本人の意向が無ければ厚生年金保険へ加入させていなかった実態が見受けられるが、このことは、申立人が臨時的任用職員として同僚であったと主張する 3 名が厚生年金保険に加入をしていないことから裏付けられ、申立人が申立期間当時、厚生年金保険に加入していないことも不自然ではない。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案 3

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月初めごろから 43 年 3 月 4 日まで  
昭和 42 年 9 月初めごろから 52 年 6 月まで、A 社において、従業員として勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険加入期間となっていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことを記憶していない。

また、申立人は、雇用保険の加入記録上、昭和 42 年 8 月 29 日から 52 年 6 月 3 日まで B 社（A 社と名称が酷似）に雇用されたこととなっているが、同社は、申立期間において厚生年金保険適用事業所ではない。

さらに、申立人が申立期間当時に一緒に勤務していたと主張する 3 名の従業員については、A 社又は B 社とは別会社である C 社で厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから、申立人とは事情が異なっている。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。